

静岡県訓令甲第8号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和26年静岡県訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後																
(上級公務員の指定)	(上級公務員の指定)																
<p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">新たに職員となつた者</th> <th style="text-align: center;">上級の公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出先機関の長 本庁の役付の職の者（部長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）</td> <td style="text-align: center;"><u>経営管理部長</u></td> </tr> <tr> <td>本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）</td> <td style="text-align: center;"><u>経営管理部人事課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	新たに職員となつた者	上級の公務員	出先機関の長 本庁の役付の職の者（部長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	<u>経営管理部長</u>	本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>経営管理部人事課長</u>	(略)		<p>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年静岡県条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による上級の公務員とは、次の表の区分による。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">新たに職員となつた者</th> <th style="text-align: center;">上級の公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出先機関の長 本庁の役付の職の者（部長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）</td> <td style="text-align: center;"><u>総務部長</u></td> </tr> <tr> <td>本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）</td> <td style="text-align: center;"><u>総務部人事課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	新たに職員となつた者	上級の公務員	出先機関の長 本庁の役付の職の者（部長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	<u>総務部長</u>	本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>総務部人事課長</u>	(略)	
新たに職員となつた者	上級の公務員																
出先機関の長 本庁の役付の職の者（部長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	<u>経営管理部長</u>																
本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>経営管理部人事課長</u>																
(略)																	
新たに職員となつた者	上級の公務員																
出先機関の長 本庁の役付の職の者（部長を除く。）及び労働委員会事務局の役付の職の者（局長を除く。）	<u>総務部長</u>																
本庁及び労働委員会事務局の職員（役付の職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。） 出先機関の職員（出先機関の長及び会計年度任用職員を除く。）	<u>総務部人事課長</u>																
(略)																	
(宣誓書の保管)	(宣誓書の保管)																
<p>第4条 前条の規定により提出された宣誓書は、上級の公務員（出先機関の長並びに本庁及び労働委員会事務局の役付の職の者に係るものにあつては、<u>経営管理部人事課長</u>）が整</p>	<p>第4条 前条の規定により提出された宣誓書は、上級の公務員（出先機関の長並びに本庁及び労働委員会事務局の役付の職の者に係るものにあつては、<u>総務部人事課長</u>）が整理</p>																

理、保管する。

し、及び保管する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。